

第 1 3 3 回三重県森林審議会 事項書

日時：令和 6 年 5 月 1 6 日(木)

1 4 : 0 0 ~

場所：三重県教育文化会館 3 階第 5 会議室

1 開 会

2 審議事項

(1) 三重の森林づくり基本計画の変更について

3 その他

4 閉 会

【資料一覧】

三重県森林審議会委員名簿

第 133 回三重県森林審議会座席表

三重県森林審議会の法的根拠について

三重県森林審議会運営要領

資料 1：三重県森林審議会への諮問

資料 2：三重の森林づくり基本計画の変更について

資料 3－1：新たな「三重の森林づくり基本計画」骨子案（概要）

資料 3－2：これまでの取組の成果と検証

資料 3－3：三重の森林づくり基本計画の見直しにあたってのポイント

資料 4：三重の森林づくり基本計画（変更計画 骨子案（案））

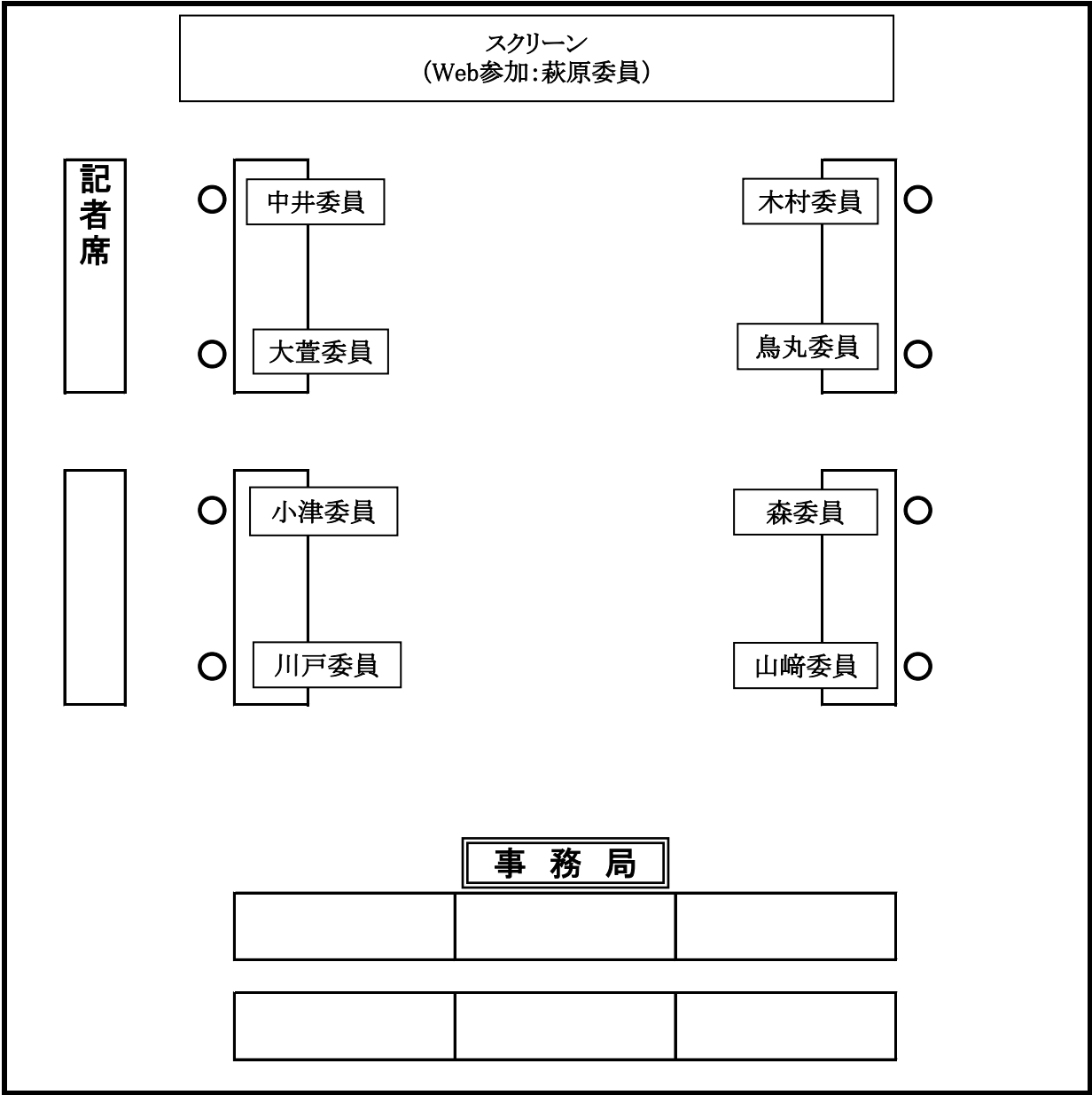
第133回森林審議会出席者名簿(五十音順)

任期(R5.3.1～R7.2.28)※一部委員は始期異なる

出欠	氏名	所属	分野
	大萱 宗靖	三重県林業研究グループ連絡協議会会長	林業
	小津 泰明	松阪地区木材協同組合 理事長	製材業
(ご欠席)	落合 賢治	三重県木材組合連合会会長	製材業
(ご欠席)	尾上 壽一	紀北町長	首長(森林協会)
	川戸 英騎	三重森林管理署長	国
	木村 京子	三重県環境学習情報センター センター長	森林教育
	鳥丸 猛	三重大学准教授	学識経験者(保全・環境)
	中井 毅尚	三重大学教授	学識経験者(木材)
(ご欠席)	沼本 晋也	三重大学准教授	学識経験者(保全・災害)
web	萩原 義雄	株式会社 萩原建設 代表取締役	木材利用(建築)
(ご欠席)	林 佳織	三栄林産株式会社 ノッティーハウスリビング店長	木材利用(商品)
(ご欠席)	堀内 楓子	三重県林業経営者協会 叶林業合名会社	森林所有者
	森 秀美	三重県森林組合連合会代表理事会長	林業
	山崎 美幸	株式会社 百五総合研究所	消費者
	計 14名		

第133回三重県森林審議会 座席表

令和6年5月16日



三重県森林審議会 法的根拠について

(1) 審議会の組織について

森林法

(設置及び所掌事務)

第六十八条 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

(組織)

第七十条 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第六十八条第二項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

第七十一条 都道府県森林審議会の会長は、前条第一項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第一項の委員が互選した者がその職務を代行する。

(政令への委任)

第七十三条 この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

森林法施行令

(都道府県森林審議会の部会)

第七条 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

三重県森林審議会部会設置規則

第一条 森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第七条の規定に基づき、三重県森林審議会に森林保全部会を置く。

第二条 森林保全部会に所属する委員の数は、若干名とする。

第三条 森林保全部会は、森林の保全に関する事項を審議する。

三重県森林審議会運営要領

別紙のとおり

(2) 法令の規定により都道府県森林審議会に属する権限について

森林法

(地域森林計画の案の縦覧等) 地域計画の樹立・変更について

第六条 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、当該地域森林計画の案に意見がある者は、同項の縦覧期間満了の日までに、当該都道府県知事に、理由を付した文書をもつて、意見を申し立てることができる。

3 都道府県知事は、第一項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。この場合において、当該地域森林計画の案に係る森林計画区の区域内に第七条の二第一項の森林計画の対象となる国有林があるときは、都道府県知事は、併せて関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。

(指定) 保安林の指定・解除について

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号(指定しようとする森林が民有林である場合にあっては、第一号から第三号まで)に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林(民有林にあっては、重要流域(二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。)内に存するものに限る。)を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。

第二十五条の二 都道府県知事は、前条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため必要があるときは、重要流域以外の流域内に存する民有林を保安林として指定することができる。この場合には、同項ただし書及び同条第二項の規定を準用する。

3 都道府県知事は、前二項の指定をしようとするときは、都道府県森林審議会に諮問することができる。

第二十六条の二 都道府県知事は、民有林である保安林(第二十五条第一項第一号から第三号までに掲げる目的を達成するため指定されたものにあっては、重要流域以外の流域内に存するものに限る。以下この条において同じ。)について、その指定の理由が消滅したときは、遅滞なくその部分につき保安林の指定を解除しなければならない。

2 都道府県知事は、民有林である保安林について、公益上の理由により必要が生じたときは、その部分につき保安林の指定を解除することができる。

3 前二項の規定により解除をしようとする場合には、第二十五条の二第三項の規定を準用する。

(開発行為の許可) 林地開発の許可について

第十条の二 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

6 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

森林病虫害等防除法

(都道府県防除実施基準)

第七条の三 都道府県知事は、前条第五項の規定による通知を受けた場合において、当該都道府県の区域内にある民有林(森林法第二条第三項に規定する民有林をいう。以下同じ。)において薬剤による防除が自然環境及び生活環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に行われることを確保するため必要があると認めるときは、防除実施基準に従つて、森林病虫害等の薬剤による防除の実施に関する基準(以下「都道府県防除実施基準」という。)を定め、又はこれを変更しなければならない。

2 都道府県防除実施基準においては、防除実施基準に定める特別防除を行うことのできる森林に関する基準に適合する森林に関する事項、特別防除を行う森林の周囲の自然環境及び生活環境の保全に関する事項、特別防除により農業、漁業その他の事業に被害を及ぼさないようにするために必要な措置に関する事項その他森林病虫害等の薬剤による防除に関する事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、都道府県防除実施基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定)

第七条の五 都道府県知事は、特定原因病虫害により当該都道府県の区域内にある特定森林に発生している被害の状況からみて、松くい虫等を駆除し、又はそのまん延を防止することにより、森林資源として重要な特定森林を保護し、及びその有する機能を確保するため特に必要があると認めるときは、松くい虫等の種類ごとに、民有林である特定森林について高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定しなければならない。

2 都道府県知事は、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定し、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

(樹種転換促進指針)

第七条の六 都道府県知事は、前条第一項の規定により高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を指定した場合において、高度公益機能森林を保護し、及びその有する機能を確保するため必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内にある民有林である特定森林において樹種転換を促進するための指針(以下「樹種転換促進指針」という。)を定めなければならない。

2 樹種転換促進指針においては、樹種転換に係る施業に関する事項、森林組合等による樹種転換の促進に関する事項その他樹種転換の実施の指針となるべき事項を定めるものとする。

3 都道府県知事は、樹種転換促進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

三重県森林審議会運営要領

森林・林業経営課

（趣旨）

第1条 この要領は、森林法第68条の規定に基づき設置された三重県森林審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、森林法及び森林法施行令に定めるもののほか、必要な事項を定める。

（庶務）

第2条 審議会の庶務は、三重県農林水産部森林・林業経営課において処理する。

（職務代行者の選任）

第3条 森林法第71条第3項に定める、会長に事故があるときに職務を代行する者は、委員の改選後、最初に開かれる審議会において委員の互選によりあらかじめ定めるものとする。

（招集）

第4条 会議は次の場合に会長が召集する。但し、任期満了等に伴い会長が不在の場合には、知事がこれを行う。

- 1 知事より諮問のあったとき。
- 2 会長が必要と認めたとき。
- 3 3名以上の委員から請求があったとき。

（通知）

第5条 会長は会議の日時、場所、議案その他必要な事項を定め、これを総ての委員に通知しなければならない。

（議長）

第6条 会長は会議の議長となり、議事を整理する。

（会議の成立）

第7条 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

（WEB会議システムによる出席）

第8条 WEB会議システムを利用した委員会の会議への参加に関しては、第7条に規定する出席と認めることができる。

2 前項の場合において、議長は、WEB会議システムにより、出席者の音声と画像が他の出席委員に伝わり、適時的確な意見表明が互いにできる状態となっていることを確認しなければならない。

3 WEB会議システムによる出席は、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない、議長が、議事に関係があると認めた者以外の者に視聴させてはいけない。

（議事）

第9条 審議会の議案は出席委員の議決権の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（書面による議決権の行使）

第10条 委員は、災害その他やむを得ない事由があるものとして、会長が認めた場合には、第9条に規定する議決権を書面により行使することができる。

2 前項の規定により議決権を行使した委員は第8条に規定する審議会に出席したものとみなす。

（議事関与の制限）

第11条 審議会の委員は自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に関与することはできない。

（議事録）

第12条 会長は議事録を作成しなければならない。

（部会）

第13条 森林法施行令第7条に定める、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる事項については、委員の改選後、最初に開かれる審議会においてあらかじめ定めるものとする。

2 森林保全部会の運営については、本要領を準用する。この場合「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「森林・林業経営課」とあるのは「治山林道課」と読み替えるものとする。

（部会の緊急開催）

第14条 任期満了に伴い部会委員が選定されていない時期に、やむを得ない理由により緊急に部会を開く必要がある場合は、知事が指名する委員をもってこれを行うことができる。

(報告)

第15条 部会の審議結果については、次回の審議会において報告するものとする。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

(緊急時の措置)

第17条 災害その他やむを得ない事由があるものとして会長が認めた場合には、第4条に規定される会議の招集を省略し、委員は第9条に規定される議案について書面をもって決議することができる。

2 前項の場合において、委員は、会長が指定する期日までに書面をもって可否及び意見を提出するものとする。

(雑則)

第18条 この規定に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則 この要領は平成8年1月25日から施行する。

この要領は平成10年4月1日から施行する。

この要領は平成14年4月1日から施行する。

この要領は平成16年4月1日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成24年4月2日から施行する。

この要領は平成29年7月26日から施行する。

この要領は令和2年12月4日から施行する。

この要領は令和5年8月31日から施行する。

農林水第 30－67 号

三重県森林審議会

三重の森林づくり条例第 11 条第 7 項において準用する同条
第 3 項の規定に基づき、次の事項に対する貴審議会の意見を求め
ます。

令和 6 年 5 月 16 日

三重県知事 一 見 勝 之



1 三重の森林づくり基本計画の変更について

○三重の森林づくり条例

平成十七年十月二十一日三重県条例第八十三号

改正 令和三年三月二三日三重県条例第二六号

三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となってきた。

しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によって林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林業が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になっており、森林の有する多面的機能は危機に瀕（ひん）している。

森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林業に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。

ここに、私たちは、三重の森林が県民のかけがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによって環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）

について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 森林所有者等 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者をいう。
- 二 森林資源の循環利用 育林及び伐採を通じて森林から林産物を繰り返して生産し、並びにその林産物を有効に活用することをいう。
- 三 県産材 三重県の区域にある森林から生産された木材をいう。

(多面的機能の発揮)

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 県は、第三条から前条までに定める三重のもりづくりの推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、三重のもりづくりに関する施策を総合的に策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

3 県は、隣接する府県において三重のもりづくりに関する理解が得られるよう努めるものとする。

(森林所有者等の責務)

第八条 森林所有者等は、基本理念に基づき、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならない。

2 森林所有者等は、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の責務)

第九条 県民は、基本理念に基づき、三重のもりづくりに関する活動に参画するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第十条 林業を行う者（権原に基づき、森林において育林又は伐採を行う者をいう。）及び林業に関する団体は、基本理念に基づき、森林の整備及び保全に努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 木材産業その他の林産物の流通及び加工の事業（以下「木材産業等」という。）の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、林産物の適切な供給を通じて森林資源の循環利用に資するよう努めるとともに、県が実施する三重のもりづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県と市町との協働)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりに関する重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、三重のもりづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、三重のもりづくりに関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、三重のもりづくりに関する中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向その他必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、三重県森林審議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(森林の整備及び保全)

第十二条 県は、将来にわたって森林の整備及び保全を図るため、間伐の促進その他森林施業の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(効果的かつ効率的な森林づくり)

第十三条 県は、効果的かつ効率的な森林の整備及び保全を図るため、森林の区分（重視すべき機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林の管理その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(林業及び木材産業等の健全な発展)

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(担い手の育成及び確保)

第十五条 県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県産材の利用の促進)

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 県は、公共施設、公共事業等への県産材の積極的な利用を促進するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林文化の振興)

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりにには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(県民、森林に関する団体等の活動への支援)

第十九条 県は、県民、森林に関する団体（緑化活動その他の森林の整備及び保全に関する活動を行う団体をいう。）等が自発的に行う三重のもりづくりに関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(三重のもりづくり月間)

第二十条 県民が森林のもたらす恩恵について理解を深め、三重のもりづくりに参画する意識を高めるため、三重のもりづくり月間を設ける。

2 三重のもりづくり月間は、毎年十月とする。

3 県は、三重のもりづくり月間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(財政上の措置)

第二十一条 県は、三重のもりづくりに関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二十条の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 この条例の施行（前項本文の規定による施行をいう。）の日から市町村合併により村が廃されることに伴う関係条例の整理に関する条例（平成十七年三重県条例第六十七号）の施行の日の前日までの間におけるこの条例の適用については、前文及び第七条中「市町」とあるのは、「市町村」とする。

3 この条例の施行後五年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討が加えられ、必要があると認められるときは、所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則（令和三年三月二十三日三重県条例第二十六号）

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(三重県民の森条例の一部改正)

2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(三重県上野森林公園条例の一部改正)

3 三重県上野森林公園条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

「三重の森林づくり基本計画」の変更について

1 三重の森林づくり基本計画の位置づけ

三重の森林づくり基本計画は、平成 17 年 10 月に制定された「三重の森林づくり条例」の規定に基づき議会の議決を経て策定される計画であり、「もりづくり」についての中長期的な目標、基本となる方針、施策の方向などを定めています。

現在の基本計画は、令和 10 年度を終期とする 10 年間の計画であり、平成 31 年 3 月に変更したものです。

2 経緯

平成 31 年 3 月の変更から 5 年が経過するなか、カーボンニュートラルの実現に向けた森林・林業分野に対する期待の高まり等を受け、国においては新たな森林・林業基本計画を策定し、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を推進し、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するとともに、森林の持つ多面的機能を高度に発揮させていくことが示されました。

また、県においては、「みえ森林教育ビジョン」の策定や「三重の木づかい条例」の施行、「三重の森林づくり条例」の改正、「みえ森と緑の県民税」第 3 期制度の開始のほか、大型製材事業の検討が進められるなど、県内の森林・林業を取り巻く社会情勢が大きく変化しています。

このような本県の森林・林業を巡る変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業体等の関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、基本計画の見直しを行います。

3 見直しのポイント

(1) 基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

- ・カーボンニュートラルの実現や花粉発生源対策の推進に向け、人工林の伐採・植替えを促進するとともに、伐採後の確実な更新を進め、森林の若返りを図るとともにスギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林への転換
- ・森林の多面的機能の高度発揮に向け、林業経営に適さない森林における森林環境譲与税を活用した森林整備や「みえ森と緑の県民税」を活用した災害に強い森林づくりを促進
- ・森林整備を進めていくうえで必須となる森林境界の明確化の推進
- ・県と市町とが協働した三重の森林づくりを推進するための体制の強化

(2) 基本方針2 林業の持続的発展

- ・伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換に向け、ICT等のスマート技術や低コスト造林の導入、森林経営計画制度等に基づく施業の集約化を促進
- ・充実した森林資源を活用し、大型合板工場や木質バイオマス発電所などの大型需要者への原木の安定供給に向け、素材生産量を増大させるための主伐および再造林対策の強化、安定供給体制の構築
- ・林業・木材産業における人材の育成及び担い手の確保に向けた取組の強化
- ・再造林を考慮した林業の採算性確保に向け、木材販売による収益が最も高いA材需要の拡大を図るため、非住宅建築物の木造・木質化を推進、

(3) 基本方針3 森林文化及び森林教育の振興

基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

- ・「みえ森林教育ビジョン」の実現に向け、学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくりを進めるとともに、子どもから大人まで一貫した教育体系を構築
- ・令和13年度全国植樹祭の招致を県民全体で森林を支える社会づくりにつなげるため、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動を促進

4 今後のスケジュール（予定）

基本計画の変更に向けたスケジュールの予定は以下のとおりです。

- ・令和6年5月 三重県森林審議会に骨子案を説明（諮問）
- ・令和6年5月 環境生活農林水産常任委員会で方針説明
- ・令和6年6月 環境生活農林水産常任委員会で骨子案を説明
- ・令和6年6～7月 市町や事業者等との意見交換会
- ・令和6年8月 三重県森林審議会に中間案を説明
- ・令和6年10月 環境生活農林水産常任委員会で中間案を説明
- ・令和6年10月 パブリックコメントによる意見募集
- ・令和6年10月 市町に対する意見照会・説明会
- ・令和6年10月 林業関係団体に対する意見照会
- ・令和6年12月 三重県森林審議会に最終案を説明（答申）
- ・令和6年12月 環境生活農林水産常任委員会で最終案を説明
- ・令和7年2月 三重県議会に議案を提出

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 策定の趣旨

平成31年3月の三重の森林づくり基本計画2019の策定から5年が経過するなかで、森林・林業を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、林業事業者など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、基本計画の見直しを行います。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

- (1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定
- (2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き
- (3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入 (4) 森林経営管理制度の運用開始
- (5) みえ森林教育ビジョンの策定 (6) 三重の木づかい条例の制定
- (7) 三重の森林づくり条例の改正 (8) みえ森と緑の県民税の見直し
- (9) 花粉発生源対策の推進 (10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進
- (11) 林業人材の確保・育成 (12) 全国植樹祭の招致の表明
- (13) 木材需給を巡る状況の変化

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

- ・林業経営に適さない森林や公益的機能が低下した保安林等において、7,518haの公的主体による森林整備を実施しましたが、目標の7,700haは達成できませんでした。
- ・森林整備を促進していくため、市町における森林環境譲与税を活用した取組を支援するほか、森林境界の明確化をより一層進めていく必要があります。
- ・カーボンニュートラルの実現やスギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林への転換に向け、人工林の伐採を促進するとともに、伐採後の確実な更新を進めていくことが重要です。

【基本方針2 林業の持続的発展】

- ・路網整備等の木材生産拡大に向けた支援や、大型合板工場や木質バイオマス施設の稼働でB・C材需要が高まったこと、「三重の木づかい条例」を制定し、公共建築物の木造・木質化を推進したことなどから、令和4年度の素材生産量は450千m³となり目標の410千m³を上回りました。
- ・県内人工林の約8割が51年生を超え、活用されていない状況であることから、主伐・再造林を促進していくため、A材需要を拡大し、収益を高めるとともに、スマート林業や低コスト造林の導入を促進し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図り、循環型林業を確立していく必要があります。

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

- ・「みえ森づくりサポートセンター」の運営やみえ森と緑の県民税の活用等により、森林環境教育支援市町数は19市町になるなど、地域における森林教育の取組は拡大しています。
- ・「みえ森林教育ビジョン」の実現に向け、学校教育現場を中心に、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及に向けた森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実などの取組をさらに進めていく必要があります。

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

- ・森林づくり活動団体への支援や、企業の森の活動の促進のほか、木づかいに関する普及啓発、県民参加の植樹祭の開催等により、県民の森林づくり活動や木づかいへの理解が深まるとともに、実際の行動にもつながっています。
- ・令和13年度に招致を表明している全国植樹祭を、県民の森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会と捉え、開催に向けて準備を進めていく必要があります。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

三重の森林づくり条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として、多面的機能の発揮、林業の持続的発展、森林文化及び森林教育の振興、県民の参画について規定しており、その考え方は新たな計画も継承。

2 基本方針と目標

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

現指標	新計画における指標（案）
公益的機能維持増進森林整備面積（累計）	継続
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	継続
新植地の被害率（獣害）	再造林面積
森林境界明確化面積（累計）	継続

【基本方針2 林業の持続的発展】

現指標	新計画における指標（案）
県産材素材生産量	継続
林業人材育成人数（累計）	継続
製材・合板需要の県産材率	製材・合板（A・B材）工場における県産材需要量
-	森林経営計画等の面積

【基本方針3 森林文化及び森林教育の振興】

現指標	新計画における指標（案）
森林文化・自然体験施設等の利用者数	自然体験施設等の利用者数
森林環境教育支援市町数	森林教育に取り組む小学校の数
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	-

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

現指標	新計画における指標（案）
森林づくり活動への参加団体数	三重の森づくり運動参加者数
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数（累計）	木づかい宣言事業者数（累計）
三重の森林づくりへの関心度	-

第2章 基本施策 及び 第3章 具体的な施策

基本施策1-(1)「構造の豊かな」森林づくり

- ①持続可能な森林づくり ②公益的機能を重視した森林づくり ③多様な森林づくり

基本施策1-(2)県民の命と暮らしを守る森林づくり

- ①災害に強い森林づくりの推進 ②森林の保全と保安林制度の推進 ③森林病虫害対策および森林被害対策の強化
- ④野生鳥獣による被害の低減

基本施策1-(3)森林づくりを推進する体制の強化

- ①国・市町等と連携した森林管理の推進 ②森林資源データの整備と情報提供 ③森林の公的管理
- ④森林の公益的機能発揮に向けての研究

基本施策2-(1)林業及び木材産業等の振興

- ①森林施業の集約化の促進 ②多様な原木の安定供給体制の構築 ③林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- ④多様な収入源の創出 ⑤特用林産の振興 ⑥効率的な林業生産活動のための研究

基本施策2-(2)森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- ①林業の担い手の育成・確保 ②地域を担う多様な人づくり ③林業事業者の育成と経営力の向上

基本施策2-(3)県産材の利用の促進

- ①県産材の需要の拡大 ②信頼される県産材の供給の促進 ③住宅建築における木材利用の推進
- ④中・大規模施設等の木材利用の推進 ⑤持続可能な木質バイオマス利用の推進 ⑦新製品・新用途の研究・開発の促進

基本施策3-(1)森林文化の振興

- ①森林の文化的価値の保全および活用 ②森林文化の体験と交流の促進 ③里山の整備および保全の促進
- ④森林文化の継承

基本施策3-(2)森林教育の振興

- ①森林教育に関わる「人づくり」 ②森林教育に関わる「場づくり」 ③森林教育に関わる「仕組みづくり」

基本施策4-(1)県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

- ①森林づくり活動への県民参加の促進 ②緑化活動の促進 ③三重のもりづくり月間の取組

基本施策4-(2)木づかいの促進

- ①暮らしの中での木づかいの促進 ②多様な主体との連携による木づかいの促進

これまでの取組の成果

【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

指標	R4目標値	R4実績
公益的機能維持増進森林整備面積（累計）	7,700ha	7,518ha
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	2,239地区	2,248地区
新植地の被害率（獣害）	-	6.3%
森林境界明確化面積（累計）	35,000ha	32,031ha

- みえ森と緑の県民税を活用した、流木となる恐れのある危険木の除去と溪流沿いの災害緩衝林の整備を465ha、災害緩衝林の整備箇所周辺の森林等における流域の防災機能を強化する森林整備を1,336haで実施。
- 令和元年度から市町に譲与されている森林環境譲与税を活用し、20市町において森林経営管理制度に基づく意向調査などの取組を進められ、林業経営に適さない森林を中心に1,796haの間伐等の森林整備を実施
- 山地災害危険地区における治山施設の整備を進め、2,248地区の山地災害危険地区で事業に着手。集中豪雨等により発生した災害の復旧工事や機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施
- ニホンジカ等の被害防止のため、「みえ森と緑の県民税」を活用し、植林地への獣害防止施設等の設置への支援や設置後の点検を強化。ニホンジカの生息頭数を適正化するための効率的な捕獲方法などを研究
- 森林境界明確化について、市町における森林環境譲与税を活用した事業を中心に進められ、累計32,031haの森林で境界を明確化

目標達成
状況

一部未
達成

【基本方針2 林業の持続的発展】

指標	R4目標値	R4実績
県産材素材生産量	410千㎡	450千㎡
林業人材育成人数（累計）	255人	240人
製材・合板需要の県産材率	49.0%	50.3%

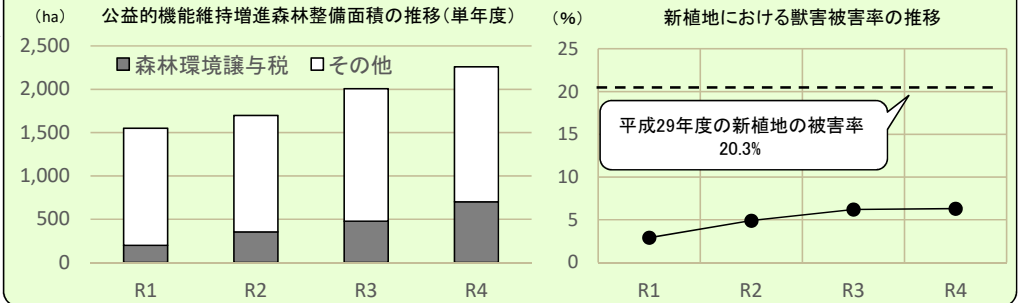
- 間伐や路網整備への支援、森林施業の集約化、生産性向上に向けたスマート林業の普及、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組み、県産材素材生産量は450千㎡となり、計画開始時から1.3倍に増大
- みえ森林・林業アカデミーにおいて、主に既就業者を対象とした基本3コースや市町職員講座等を開催し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた林業人材を240人育成
- 県内の木材関係者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化で外国産材等から県産材への転換を図り、製材・合板需要の県産材率は50.3%に上昇
- 林業のスマート化に向け、2,864kmの航空レーザ測量による森林資源情報を整備したほか、スマート技術を活用した機器の導入支援や「みえスマート林業推進協議会」におけるスマート技術に関する研修会の開催等を実施
- 令和3年10月に策定した「みえ木材利用方針」に基づき、県の整備する公共建築物の木造・木質化を推進するとともに、中規模建築物の木造設計を行える人材の育成や木造非住宅建築物の設計費の支援により県産材需要を拡大
- 林業の担い手の確保に向け、首都圏等での就業相談会等に取り組み、毎年30名程度の新規就業者を確保。また、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援が行える体制を構築

一部未
達成

目標達成・未達成の要因分析および課題

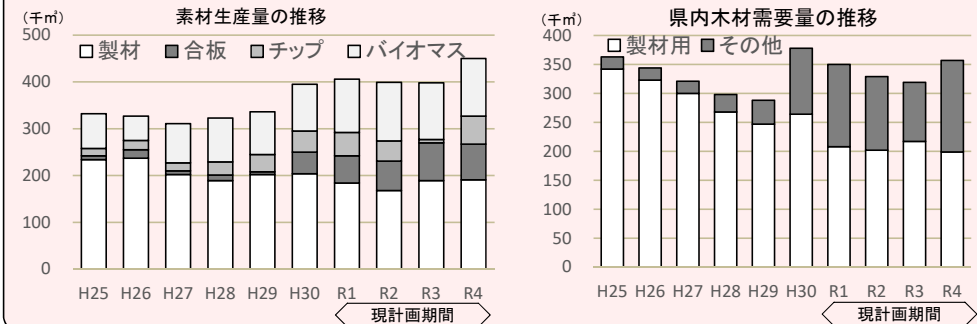
【基本方針1 森林の多面的機能の発揮】

- 市町における森林環境譲与税を活用した森林整備を中心に、単年度での間伐等の森林整備面積は年々増加してきているが、市町における林業職員の不足や世代交代に伴う境界不明森林の増加などにより、森林整備の取組が遅れている。
- 山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を「山地災害危険地区」として選定し、これらの地域において重点的に治山ダム等の治山施設を整備したことにより、県民の安全・安心の確保に繋がっている。
- ニホンジカ等の野生獣による被害率は、獣害防止施設等の整備への支援などの対策の結果、5%程度で推移しており、平成29年度の被害率20%と比較すると大幅に低下しているが、依然として被害は発生している。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や相続による世代交代などにより、所有者や境界が不明確な森林が増加し、森林境界の明確化に時間を要している状況。



【基本方針2 林業の持続的発展】

- 路網整備等の木材生産拡大に向けた支援のほか、大型合板工場や木質バイオマス発電施設の稼働で、B・C材の需要が増大したことにより素材生産量が増加した。
- みえ森林・林業アカデミーでは、既就業者を対象とした基本コースで受講者の業務上の都合や、新型コロナウイルス感染症の影響で受講を辞退する者が生じ、これが大きな要因となり、目標は達成できていない。
- 県産材の需要拡大に向けた取組のほか、ウッドショックの影響により、外国産材の代替として県産材の需要も高まっていることから、製材・合板工場における県産材の利用割合は増加している。
- 県内の人工林の約8割が51年生を超え、森林資源の活用がされていない状況となっていることから、持続可能な循環型林業を確立していくため、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図るとともに、A材の需要を拡大していく必要がある。



これまでの取組みの成果

【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

指標	R4目標値	R4実績
森林文化・自然体験施設等の利用者数	1,533千人	1,360千人
森林環境教育支援市町数	20市町	19市町
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	118人	118人

- ・三重県民の森や三重県上野森林公園での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した近畿自然歩道等における自然観察ツアーの開催に取り組み、森林文化・自然体験施設等の利用者数は136万人まで回復
- ・森林環境教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営や、小中学校における森林教育の出前事業の実施による支援を行った結果、森林環境教育支援市町数については、19市町に増加
- ・「みえ森づくりサポートセンター」の指導者養成研修の開催等により、地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については118人に増加
- ・森林環境教育・木育を発展させていくため、「みえ森林教育ビジョン」を令和2年10月に策定し、その実現に向け、「みえ森林教育シンポジウム」の開催や「みえ森林ワークブック」の作成により、森林教育の裾野を拡大
- ・木製の玩具や森林に関する絵本などが常設され、気軽に森林や木材にふれることができる「みえ森林教育ステーション」の認定に向けた支援し、累計14施設の施設を認定

目標達成状況

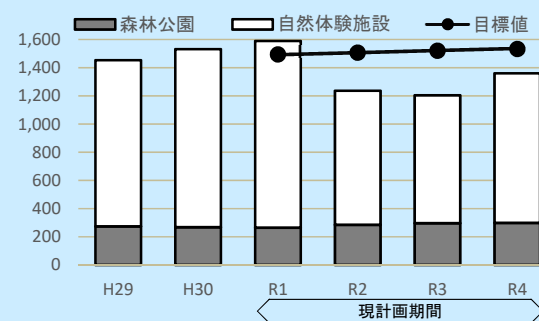
一部未達成

目標達成・未達成の要因分析および課題

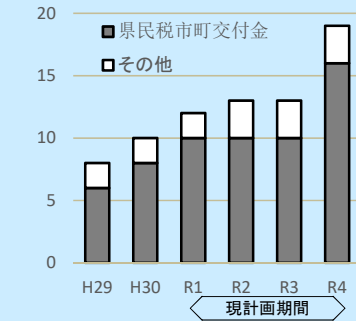
【基本方針3 森林文化及び森林環境教育の振興】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大で、感染リスクの低い近場の自然体験施設の需要が増え、主に地域住民に利用されている森林公園の利用者は増加したが、観光として多く利用されている自然歩道等の利用者が大幅に減少したため、目標は達成できていない。
- ・「みえ森づくりサポートセンター」の運営やみえ森と緑の県民税の活用により、市町をはじめ、地域における森林教育の取組は拡大している。
- ・学校現場を中心に、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及に向けた森林教育指導者による支援や森林教育プログラムの充実などの取組をさらに進めていく必要がある。

(千人) 森林文化・自然体験施設等の利用者数



(市町) 森林環境教育支援市町数



【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

指標	R4目標値	R4実績
森林づくり活動への参加団体数	118団体	118団体
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数(累計)	32者	38者
三重の森林づくりへの関心度	38.0%	67.0%

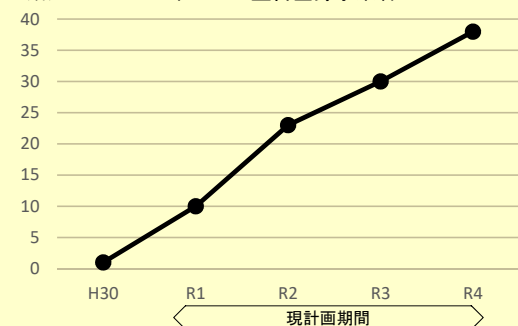
- ・「みえ森づくりサポートセンター」による研修会の開催や資機材の貸し出しによる森林づくり活動団体への支援、企業と森林づくり活動フィールドのマッチングサポートに取り組んだ結果、森林づくり活動への参加団体数は118団体に増加
- ・観光業界や飲食店等への木づかいの働きかけなど、PR効果の大きい民間事業者による自発的な木づかいを推進した結果、「三重県木づかい事業者登録」制度の登録者数は38者に増加
- ・県民参加の植樹祭や森の学校を開催等により、県民の森林に対する理解の促進を図った結果、三重の森林づくりへの関心度は67.0%に上昇
- ・SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の気運の高まりから、CSR活動として森林づくりに関わろうとする企業が増加し、26箇所148haの協定が締結され、企業と地域との連携を深めつつ森林整備等を実施

達成

【基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進】

- ・森林づくり活動団体への支援や、企業の森の活動の促進のほか、木づかいに関する普及啓発、県民参加の植樹祭の開催等により、県民の森林づくり活動や木づかいへの理解が深まるとともに、実際の行動にもつながっている。
- ・県民の森林づくり活動のさらなる拡大に向け、森林づくりに必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供や、ニーズに合った活動フィールドの提案などに取り組む必要がある。
- ・令和13年度に招致を表明している全国植樹祭を、県民の森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会と捉え、開催に向けて準備を進めていく必要がある。
- ・さまざまな形で暮らしの中に、県産材をはじめとする木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、生活の中で利用機会の多い「身のまわりの生活用品」における木材利用の推進に取り組む必要がある。

(者) 木づかい宣言登録事業者



森林・林業を取り巻く 社会情勢の変化

- ①カーボンニュートラルの実現に向けた動き
・適切な森林整備に加え、主伐・再造林を促進し、成長の旺盛な若い森林への転換
- ②森林経営管理制度の運用開始
森林環境税及び森林環境譲与税の導入
・手入れ不足の森林の管理主体として市町の役割の重要性の高まり
- ③花粉発生源対策の推進
・花粉の少ない森林への転換
- ④みえ森と緑の県民税の見直し
・災害に強い森林づくりの継続
- ⑤三重の森林づくり条例の改正
・県と市町との協働を追加

見直しにあたってのポイント

基本方針1 森林の多面的機能の発揮

- カーボンニュートラルの実現に向け、利用期を迎えている多くの人工林の伐採・植替えの促進および災害対策の実施による確実な更新により、森林の若返りを図り、CO₂吸収機能を高めていくことが必要。
- 花粉症対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採と花粉の少ない苗木への植替えを促進していくことが必要。
- 手入れ不足森林の公的な整備の促進に向けては、市町の執行体制が整っていないことが大きな課題であることから、円滑に森林整備等の取組が進むよう、人的・技術的な支援を行うことが必要。
- 大規模な災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による災害に強い森林づくりを進めていくことが必要。
- 三重の森林づくりを進めていくうえで、県だけでなく市町の果たす役割も大きくなっていることから、県と市町が協働して森林づくりを進めていくことが必要。
- 森林整備を進めるうえで必須となる森林境界の明確化を一層進めていくことが必要。

主な施策展開方向例

構造の豊かな森林づくり【基本施策1-（1）】

- 持続可能な森林づくり
・主伐・再造林の促進、低コスト造林の推進
・花粉の少ない苗木への植替えの推進
・CO₂吸収機能の経済的価値の創出

県民の命と暮らしを守る森林づくり【基本施策1-（2）】

- 災害に強い森林づくりの推進
・みえ森と緑の県民税を継続し災害に強い森林づくりを推進
- 野生鳥獣による被害の低減
・災害対策及びその体制の整備

森林づくりを推進する体制の強化【基本施策1-（3）】

- 市町等と連携した森林管理の推進
・県と市町の協働による三重の森林づくりの推進
- 森林資源データの整備と情報提供
・森林境界明確化の推進
・航空レーザ測量等による森林資源情報の把握

基本方針2 林業の持続的発展

- ①国の新たな森林・林業基本計画の策定
・森林資源の適正な管理・利用
・「新しい林業」の展開
・木材産業の競争力強化
・都市等における「第2の森林」づくり
・新たな山村価値の創造
- ②森林資源の活用促進
・人工林の約8割が51年生以上
・森林資源を循環利用した持続可能な林業の確立
- ③三重の木づかい条例の制定、木材需給の状況変化
・人口減少に伴う住宅需要の先細り
・外国産材から国産材への転換
- ④林業人材の確保・育成
・林業就業者の長期的な減少

- 持続的な林業経営に向けて、再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材販売による収益が最も得られるA材の需要を拡大していくことが必要。
- 住宅着工戸数の減少をふまえ、県産材の需要拡大に向けては、都市部等における非住宅建築物での木材利用の促進が必要。
- 県内の大型合板工場や木質バイオマス発電所の稼働によるB・C材需要の高まり、外国産材から国産材への転換が進んでいることにより需要が拡大しています。また、これらの需要に加え、大型需要に対しても安定的に原木を供給できる体制の構築が必要。
- 木材販売の収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高く、主伐・再造林が進まないことから、ICT等のスマート技術や低コスト造林の導入促進、森林経営計画制度等に基づくさらなる施業の集約化等により収支のプラス転換を図ることが必要。
- 主伐・再造林を進めていくため、次代を担う林業人材の確保・育成や他業種からの参入等を促進することが必要。

林業及び木材産業等の振興【基本施策2-（1）】

- 森林施業の集約化の促進
・森林経営計画制度および森林経営管理制度に基づく施業の集約化を推進
- 多様な原木の安定供給体制の構築
・原木安定供給のためのサプライチェーンの構築
・大型需要等への県産材の安定供給
- 林業・木材産業の競争力強化とスマート化
・スマート林業の導入を加速化

森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり【基本施策2-（2）】

- 林業の担い手の育成・確保
・新規就業者から既就業者まで一貫した人材育成
- 地域を担う多様な人づくり
・林業への新規企業の参入の促進

県産材の利用の促進【基本施策2-（3）】

- 中大規模施設等の木材利用の推進
・公共建築物等の非住宅における木材利用の推進

基本方針3・4 森林教育の振興・森林づくりへの県民参画の推進

- ①みえ森林教育ビジョンの策定
・従来の森林環境教育・木育を発展させ、子どもから大人まで一貫した教育体系を構築
- ②全国植樹祭の招致
・全国植樹祭の令和13年度招致を表明

- 子どもの頃の森林とふれあいが重要であることから、学校教育現場を中心とした森林教育に取り組みやすい環境づくりが必要。
- 令和13年度の招致を表明している全国植樹祭を県民全体で森林を支える社会づくりの実現につなげるため、県民の森林を育む意識の醸成や森づくり活動の促進など、気運を高めていくことが必要。

森林教育の振興【基本施策3-（2）】

- 森林教育に関わる「人・場・仕組みづくり」
・さまざまな主体と連携した森林教育の機会の創出
- ### 県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成【基本施策4-（1）】
- 森林づくり活動への県民参加の促進
・行政、企業、NPO等による森林づくりネットワークの構築

三重の森林づくり基本計画(変更計画)
(骨子案)(案)

令和6年5月
三 重 県

目 次

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方	2
1 計画変更の趣旨	2
2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化	4
3 前基本計画の取組の成果と課題	9
4 基本計画の期間	16
〔基本計画編〕	
第1章 基本方針	17
1 条例の基本理念	17
2 基本方針と目標	18
第2章 基本施策	20
【基本方針1】森林の多面的機能の発揮	20
【基本方針2】林業の持続的発展	20
【基本方針3】森林文化及び森林教育の振興	21
【基本方針4】森林づくりへの県民参画の推進	21
第3章 具体的な施策（構成案）	22
【基本施策1－（1）】「構造の豊かな森林」づくり	22
【基本施策1－（2）】県民の命と暮らしを守る森林づくり	22
【基本施策1－（3）】森林づくりを推進する体制の強化	22
【基本施策2－（1）】林業及び木材産業等の振興	22
【基本施策2－（2）】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり	22
【基本施策2－（3）】県産材の利用の促進	22
【基本施策3－（1）】森林文化の振興	23
【基本施策3－（2）】森林教育の振興	23
【基本施策4－（1）】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成	23
【基本施策4－（2）】木づかいの促進	23
第4章 計画の進行管理	24
1 数値目標による進行管理	24
2 年次報告及び公表	24
3 計画の見直し	24

序章 三重の森林づくり基本計画変更の考え方

1 計画変更の趣旨

本県では、森林を県民の共有の財産と捉え、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人ひとりが、それぞれの責任と役割に応じて互いに協働しながら豊かで健全な姿で次代に引き継いでいくため、平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」(以下「条例」といいます。)を制定するとともに、この条例の規定に基づく「三重の森林づくり基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を平成 18(2006)年 3 月に策定しました。

条例の基本理念を受けて、「森林の多面的機能の発揮」「林業の持続的発展」「森林文化及び森林教育の振興」「森林づくりへの県民参画の推進」の 4 つを基本方針とし、基本方針ごとに中長期的な目標を定め、進行管理を行いながら取組を進めてきました。平成 24(2012)年 3 月には「みえ県民力ビジョン」の策定に合わせて基本計画 2012 に見直しを行い、平成 31(2019)年 3 月には「みえ森と緑の県民税」の導入や「みえ森林・林業アカデミー」の開講、「三重県水源地域の保全に関する条例」の制定等の社会情勢の変化に対応するため、基本計画 2019 へと計画を見直し、災害に強い森林づくりや森林の適正な管理の推進、次代を担う林業人材の育成などに取り組んできました。

基本計画 2019 の策定から 5 年が計画する中、日本の森林は、戦後に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加してきており、人工林の約 6 割が 50 年生を超え、蓄積量は令和 4 年度末時点で約 56 億 m^3 となるなど、多くの人工林が利用期を迎え、この充実した森林資源を活用していく段階となっています。このような状況であることから、国においては、令和 3(2021)年 6 月には新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、森林の適正な管理と森林資源の持続的な利用を一層推進することにより、2050 年カーボンニュートラルを見据えた、森林・林業・木材産業によるグリーン成長を図ることとされました。

さらに、平成 31(2019)年度から、パリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や、大規模な土砂崩れや洪水・浸水といった都市部の住民にも被害が及び得る災害の防止を図るための地方財源を安定的に確保する観点から、国が森林環境譲与税を導入し、並行して創設された森林経営管理制度に基づく森林整備を中心に、本格的な取組が全国の市町村において進められています。

加えて、国においては、多くの国民が悩まされている花粉症の解決に向けて、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」を取りまとめ、スギ花粉の発生源となるスギ人工林を令和 15(2023)年度までに約 2 割減少させることを目標に、伐採・植替えの加速化やスギ材の需要拡大等の対策を総合的に推進していくこととされました。

一方、県の森林については、人工林の約 8 割が 51 年生以上となり、多くの森林が利用期を迎えていることから、森林資源の循環利用と林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向け、林業のスマート化や低コスト造林の推進、林業人材の確保・育成などの対策を進め、主伐・再造林を加速化していくことが求められています。

また、本県では、国の「森林環境譲与税」を活用した森林整備等の取組が市町によって進められているほか、令和 6(2024)年度から「みえ森と緑の県民税」の第 3 期制度をスタートさせ、それぞれの用途や目的を棲み分け、両税を有効活用した三重の森林づくりを市町と連携して一層進めていくこととしています。

令和 2 (2020) 年度には、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会として、「県民全体で森林を支える社会づくり」の実現に大きく貢献する、全国植樹祭を令和 13 (2031) 年度に招致することを表明しました。

さらに、これまで取り組んできた森林環境教育や木育をより一層推進するため、令和 2 (2020) 年 10 月に「みえ森林教育ビジョン」を策定したほか、建築物をはじめ、日常生活や事業活動におけるさまざまな場面での積極的な木材利用を進めていくことを目的に、令和 3 (2021) 年 3 月に「三重の木づかい条例」を制定し、同条例に基づき、木材利用の推進に関する施策の総合的かつ計画的に進めていくため、「みえ木材利用方針」を同年 10 月に策定しました。

令和 3 (2021) 年 3 月には、森林資源と木材需要、森林環境教育をめぐる状況の変化に加え、森林経営管理制度の創設により市町の森林・林業行政における役割が一層拡大したことから、「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに市町と協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました。

このように本県の森林・林業を巡る社会情勢は大きく変化しており、これらの変化に的確に対応しつつ、長期的な視点も持ちながら三重の森林づくりを進めていく必要があります。このため、県民や市町、森林所有者、林業事業体など関係者の皆さんに森林・林業に関する具体的な施策の方向を示し、関係者が一丸となって三重の森林づくりに取り組んでいけるよう、今回、基本計画の見直しを行い「三重の森林づくり基本計画」を変更するものです。

2 森林・林業を取り巻く社会情勢の変化

(1) 国の新たな森林・林業基本計画の策定

国では、森林・林業施策の基本的な方針等を定める森林・林業基本計画について、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえて、おおむね5年ごとに変更することとしています。

令和3(2021)年6月に閣議決定された新しい「森林・林業基本計画」では、林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現することとし、①森林資源の適正な管理・利用、②伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換が可能となる「新しい林業」に向けた取組の展開、③木材産業の競争力の強化、④都市等における「第2の森林」づくり、⑤新たな山村価値の創造の5つを柱として施策に取り組むこととされました。

(2) 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた動き

深刻化する地球温暖化問題については国際的な対応が求められ、令和2(2020)年以降の温室効果ガス排出削減に関する枠組であるパリ協定が発効される中、気候変動による影響が各方面で現れていることから、日本を含む多くの国々が「2050年カーボンニュートラル」を表明しました。また、令和2(2020)年12月に、国はグリーン社会の実現を目指し、2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロに向けた工程表である「グリーン成長戦略」を公表しました。

森林・林業・木材産業分野においては、森林・林業基本計画(令和3(2021)年6月15日閣議決定)に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標の達成に向けた適切な森林整備・保全や木材利用などの取組を通じ、中長期的な森林吸収量の確保・強化を図り、2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成(森林吸収量の目標は約38百万t-CO₂(2013年度総排出量比約2.7%))や、2050年カーボンニュートラルの実現への貢献を目指すこととしています。このため、適切な間伐の実施等の取組に加え、人工林においては「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用の確立を図り、木材利用を拡大しつつ、成長の早い特定苗木の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことなどの取組を推進していくことが重要となっています。

(3) 森林環境税及び森林環境譲与税の導入

森林の有する公益的機能は、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や水源のかん養など、国民に広く恩恵を与えるものであり、その効果は広く国民一人ひとりが恩恵を受けるものです。このように、森林の公益的機能の発揮に向けて適切な森林の整備等を進めていくことは、日本の国土や国民の生命を守ることにつながる一方で、所有者や境界が分からない森林の増加、担い手の不足等が大きな課題となっています。

このような現状の下、平成30(2018)年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31(2019)年3月に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

この「森林環境譲与税」については、令和元年から全国の都道府県及び市町村に譲与されており、市町村においては、間伐等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に、都道府県においては「森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用」に活用されています。

(4) 森林経営管理制度の運用開始

森林資源が充実する中、森林の多面的機能の発揮に向けては、適時適切に伐採、造林、保育等の施業を実施することで、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくことが重要となっています。

しかし、日本の森林の所有構造は、保有面積 10ha 未満の林家数が 9 割を占めるなど、小規模・零細となっており、これまで民間事業者による施業の集約化が進められてきましたが、森林所有者の特定に多大な労力がかかること等により、民間の取組だけでは、施業の集約化や手入れが必要な森林における間伐等の森林整備が進まない状況にあります。

この状況を放置すると、所有者不明森林が増加し、所有者の特定等がさらに困難になることで、森林の適切な管理に支障を生じさせる事態が発生するおそれがあることから、経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受けて経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することを可能とする「森林経営管理制度」が創設され、令和元(2019)年度から運用されています。

この「森林経営管理制度」は市町村が主体的に進めていく制度であることから、森林・林業行政における市町村の役割はますます重要となってきた一方で、県内の市町においては林務担当者が不足するなど、それぞれの課題を抱えていることから、円滑に制度が運用されるよう、県として市町の課題に応じたサポートを行っていく必要があります。

(5) みえ森林教育ビジョンの策定

私たちの暮らしにおいて木材が使われる機会が減少する中で、本県の森林は、戦後植林された人工林の多くが本格的な利用期を迎えているにもかかわらず十分に活用されず、森林を整備・更新することが難しくなっています。また、人口減少や少子高齢化の進展、気候変動等により、これまで当たり前と考えてきた暮らしや経済の持続可能性が脅かされてきており、SDGs の達成や脱炭素社会の実現などに向けて、あらためて、森林や木材と私たちの関係を見つめ直す時期に来ていたことから、森林と私たちの暮らし、経済がともに持続可能で豊かな社会を作っていくことを目的に、「みえ森林教育ビジョン」を令和 2 (2020) 年 10 月に策定しました。

ビジョンでは、①森林や木材が暮らしや経済に当たり前に取り入れられている社会づくりへ向けた教育、②森林に関わる活動やビジネスを志すきっかけとなる教育、③自ら考え、判断して行動する力を育む森林教育。の 3 つの基本的考え方にに基づき、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築や、森林をフィールドとした体験活動の機会の拡大等を進めています。

(6) 三重の木づかい条例の制定

木材を利用することは、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の健全な発展による地域経済の活性化に資するほか、県民の皆さんの健康で快適かつ豊かな暮らしの実現に寄与します。

しかし、生活様式の変化等により木材利用は減少傾向にあるとともに、長期にわたって木材価格が低迷するなど、木材利用を取り巻く状況は深刻なものとなっていることから、県を挙げて木材利用の推進を図るため、令和 3 (2021) 年 4 月に「三重の木づかい条例」を施行し、県、市町が整備する公共建築物等における木材の利用や、日常生活や事業活動においても積極的に木材利用に取り組み、さまざまな形で暮らしの中に木を取り入れることとしました。

また、県民一人ひとりが木材利用の意義を認識し、人生を豊かなものにしていくため、木材利用に関する必要な措置を講じるための指針として、同条例に基づいて「みえ木材利用方針」を令和 3 (2021) 年 10 月に施行し、原則、県の整備する公共建築物は木造・木質化するなど、木材利用の推進に向けた取組を進めています。

(7) 三重の森林づくり条例の改正

平成 17(2005)年 10 月に「三重の森林づくり条例」が制定されて以降、森林経営管理制度の創設により、森林・林業行政における市町の役割が拡大し、県と市町が緊密に連携して森林づくりを進めていくことが重要になるとともに、「みえ森林教育ビジョン」の制定、森林資源の本格的な利用期の到来や木材需要の多様化など、森林・林業を取り巻く環境が大きく変化しました。

これらの森林・林業をめぐる情勢の変化をふまえて、令和 3 (2021)年 3 月に「三重の森林づくり条例」を改正し、新たに県と市町とが協働して三重の森林づくりを進めていくことなどが規定されました

(8) みえ森と緑の県民税の見直し

県内における台風等による災害の発生を踏まえ、県民の安全で安心な暮らしを確保するうえで、山地災害の防止、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の公益的機能の果たしている役割は重要であり、その恩恵を広く社会全体が享受していることに鑑み、平成 26(2014)年度から「みえ森と緑の県民税」を導入し、県と市町が役割分担して「災害に強い森林づくり」及び「県民全体で森林を支える社会づくり」に取り組んでいます。

平成 30(2018)年度に「みえ森と緑の県民税」の見直しを行い、令和元(2019)年度から第 2 期制度をスタートしましたが、令和 5 (2023)年度末で 5 年が経過することから、第 2 期の取組状況について評価・検証したうえで、見直しを行いました。

その結果、依然として台風の大型化や異常気象に伴う災害が全国各地で発生するなど、「災害に強い森林づくり」の必要性が高い状況が続いていること、また、「県民全体で森林を支える社会づくり」には、森林教育等の取組を長期的・継続的に実施していくことが重要であることから、第 3 期制度として、引き続き取り組むこととしました。

また、国の森林環境譲与税との関係については、使途や目的を棲み分け、「三重県における森林環境譲与税活用についての基本的な考え方」を定めて市町と共有し、両税を有効活用した三重の森林づくりを進めています。

(9) 花粉発生源対策の推進

国では、未だに多くの国民を悩ませ続けている花粉症問題の解決に向けて、令和 5 (2023)年 10 月 11 日の関係閣僚会議において、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」が策定されました。

このパッケージにおける発生源対策として、花粉の発生源となるスギ人工林の伐採面積を現行の約 5 万 ha/年から 10 年後には約 7 万 ha/年まで増加させるため、重点的に伐採・植替え等を実施する区域を設定し、花粉の少ない苗木・他樹種への植替え等を進めることが示されました。

県においても、国が定めた方針に基づき、重点区域を設定し、花粉の少ない苗木への植替えなど、花粉発生源対策を推進していくこととしています。

(10) 利用期を迎えた森林資源の活用促進

林業の採算性の悪化により、伐採後の再造林費の捻出が厳しい状況であることから、多くの森林所有者が主伐を控えています。また、仮に再造林を行ったとしても、ニホンジカ等の被害により更新が困難になるなどの事例が、森林所有者の伐採意欲をさらに後退させています。

このことから、県内には利用期を迎えた 51 年生以上の人工林面積が、約 8 割を占めるなど、森林資源の活用が進まない状況となっています。

多くの国民から期待されている温室効果ガスの吸収源としての機能を高めるとともに、林業の成長産業化を図り、持続可能な林業の確立や大型需要者へ県産材を安定的に供給していくため、林業のスマート化による生産性の向上や一貫作業システムや成長の早い特定苗木の植栽等

による低コスト造林の導入を促進し、「伐って、使って、植えて、育てる」という森林資源の循環利用を促進していく必要があります。

(11) 林業人材の確保・育成

三重県の林業就業者は、令和 2 (2020) 年の国勢調査では 930 人と、30 年前に比べて約 1 / 3 に減少しており、長期的に減少傾向となっています。

今後、森林資源の循環利用に向けた主伐・再造林の加速化や、森林環境譲与税を活用した林業経営に適さない森林における森林整備の増加が見込まれる中、森林を適正に管理し、林業を持続的に発展させていくためには、林業労働力の確保・育成が課題となっています。

このため、「みえ森林・林業アカデミー」における既就業者を対象とした、次代を担う林業人材を育成するほか、「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携して、新規就業者の確保に向けた取組を進めていくことが重要となっています。

また、国においては、国際的な人材確保に向けて、「特定技能制度」1 号への林業の職種追加がされるなど、労働力確保が期待されていることから、外国人材の活用に向け、受け入れを円滑に進めるため、就労者への日本語や安全に関する教育、労働環境の整備について、受入れ事業体の負担軽減を図るための支援を実施する必要があります。

(12) 全国植樹祭の招致の表明

全国植樹祭は、戦後の荒廃した国土の復興への願いを込めて昭和 25 年にスタートし、その後、我が国の社会経済情勢や森林・林業をめぐる情勢が変化する中で、森林資源の造成、自然環境の保全、森と人との共生など、それぞれの時代に即したテーマを掲げ、緑豊かな国土を形成していくうえで重要な役割を果たしてきました。

この全国植樹祭は、国土緑化運動の中心かつ全国的な行事として、天皇皇后両陛下の行幸啓を仰ぎ、公益社団法人国土緑化推進機構と都道府県との共催によって毎年開催されており、全国各地から多数の参加者を得て、両陛下によるお手植え・お手播きや各種表彰、参加者による記念植樹等が行われています。

三重県では、昭和 55 (1980) 年に菰野町の「三重県民の森」における第 31 回全国植樹祭以降は開催されていませんでしたが、令和 2 (2020) 年 12 月 21 日の三重県議会において「全国植樹祭の招致に関する決議」が全会一致で可決され、令和 3 (2021) 年 2 月 17 日には知事が、県議会において「紀伊半島大水害から 20 年の節目となる令和 13 年に招致する」ことを表明しました。

全国植樹祭を三重県で開催することは、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、開催に向けて準備を進めていく必要があります。

(13) 木材需給を巡る状況の変化

我が国においては今後も少子高齢化による人口減少が進むと推計されており、新設住宅着工戸数の減少傾向も継続する見込みです。こうしたなか、建築物分野での木材需要を拡大するためには、これまで木造化が進んでいなかった中高層建築物や、オフィスビルや商業施設等の低層非住宅建築物の木造・木質化を進め、新たな木材需要を創出していくことが重要となっています。

また、木材価格については、昭和 55 (1980) 年にピークを迎えたあと、2000 年代にかけて木材需要の低迷や輸入材との競合により下落し、その後ほぼ横ばいで推移していましたが、令和 3 年に米国における木材需要の高まりや海上輸送の混乱等により、全国的な木材価格の高騰、いわゆるウッドショックが発生し、本県においても大きな影響がみられました。令和 4 (2022) 年から 5 (2023) 年にかけては、ウッドショックの収束により、木材価格は下落傾向にありますが、

ウッドショック前と比較すると高値の水準となっています。

こうした海外の情勢による木材需給のひっ迫が発生したことで、輸入材のリスクが顕在化したことを受け、国産材への転換の動きが進んでいますが、需要に対する供給体制が整っていないことから、原木を安定供給できる体制の構築に向け、サプライチェーンを強化していく必要があります。

3 前基本計画の取組の成果と課題

【基本方針 1 森林の多面的機能の発揮】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単位	R4(2022) 目標値	R4(2022年) 実績値
公益的機能増進森林整備面積（累計）	ha	7,700	7,518
山地災害危険地区整備着手地区数（累計）	地区	2,239	2,248
新植地の被害率（獣害）	%	-	6.3
森林境界明確化面積（累計）	ha	35,000	32,031

- 平成 31(2019)年度から令和 4(2022)年度までに、県及び市町の公的主体による公益的機能の発揮をめざした間伐等の森林整備を進め、環境林を中心に 7,518ha の森林において森林整備を実施しました。
- 山地災害を防止するため、山地災害危険地区における治山施設の整備を進め、令和 4(2022)年度末時点で累計 2,248 地区の山地災害危険地区で事業に着手しています。また、集中豪雨等により発生した災害の復旧工事や機能が低下した保安林の機能向上を図る本数調整伐を実施しました。
- 増加するニホンジカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、「みえ森と緑の県民税」を活用し、植林地への獣害防止施設等の設置への支援や設置後の点検を強化するとともに、ニホンジカの生息頭数を適正化するための効率的な捕獲方法の研究などを進めました。
- 森林整備を進めるうえで必須となる森林境界明確化について、市町における森林環境譲与税を活用した事業を中心に進められ、令和 4(2022)年度末時点で累計 32,031ha の森林で境界明確化が実施されました。
- 令和元(2019)年度からは、みえ森と緑の県民税第 2 期制度のもと、122 箇所、465ha の森林において流木となるおそれのある危険木の除去や溪流沿いの山腹で土砂や流木の流出を抑止するための災害緩衝林を整備しました。また、災害緩衝林の周辺等における流域全体の防災機能を強化する森林整備として、13 市町の 1,336ha の森林において実施されたほか、令和 2(2020)年度からは台風時等の倒木被害により電線等のライフラインを寸断するおそれのある危険木の事前伐採が進められ、11 市町で約 1 万 3 千本の危険木が伐採されました。
- 令和元(2019)年度から全国の市町村に譲与されている森林環境譲与税を活用し、令和 4(2022)年度末時点で、20 市町において森林経営管理法に基づく意向調査などの取組が進められており、林業経営に適さない森林を中心に 1,796ha の間伐等の森林整備が実施されました。県では、市町の取組が円滑に進むよう、「みえ森林経営管理支援センター」に市町への専門的・技術的な助言が可能なアドバイザーを配置するなど、市町の支援に取り組みました。
- 荒廃した溪流内や治山施設に異常に堆積した土砂や流木について、集中豪雨等により下流へ流出することを防止するため、みえ森と県民税を活用し、11 箇所において、18,608 m³の土砂及び 132 m³の流木の搬出・除去を実施しました。

(課題)

- 公益的機能増進森林整備面積については、令和4(2022)年度末時点の累計は7,518haとなり、目標は達成できませんでした。市町において、令和元(2019)年度から譲与されている森林環境譲与税を活用し、手入れ不足の森林の整備が進められ、単年度での森林整備面積は年々増加してきていますが、所有者の世代交代に伴い境界が不明確になっている森林が増加していることや、市町の林業職員の不足により執行体制が整っていないことなどから、森林整備の着手が遅れていることが大きな要因となっています。

市町における森林環境譲与税を活用した森林整備の促進に向けては、引き続き、市町の課題に応じた人的・技術的な支援に取り組むとともに、公益的機能が低下した保安林の整備や流域全体での防災機能強化などの既存事業と併せて、計画的に森林整備を進めていく必要があります。
- ニホンジカ等の野生獣による被害率は、獣害防止施設等の整備への支援などの対策の結果、5%程度で推移しており、平成29(2017)年度の被害率20%と比較すると大幅に低下していますが、依然として被害は発生しています。獣害による再造林意欲の低下を起因とした再造林放棄地や更新不良地の増加を防ぐため、引き続き、効率的な捕獲と被害対策を進める必要があります。
- 山腹崩壊・地すべり・崩壊土砂流出等による災害発生の危険性がある山地災害危険地区において、重点的に治山ダム等の施設を設置し、県民の安全・安心の確保につなげていますが、令和5年度末時点で山地災害危険地区の選定箇所は合計で4,173地区あることから、引き続き、治山事業等による施設整備を進めていく必要があります。
- 森林所有者の林業経営意欲の低下や相続による世代交代などにより境界が不明確な森林が増加し、所有者の特定等が困難になってきていますが、森林の多面的機能の発揮に必要な森林整備を促進するためには、森林境界の明確化をより一層進めていくことが重要です。
- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、人工林の伐採・植替えを促進することで森林の若返りを図り、森林のCO₂吸収機能を高めていく必要があります。また、持続的に森林の多面的機能を発揮させていくためには、伐採後の確実な更新を進めていくことが特に重要となります。さらに、森林のCO₂吸収機能に経済的価値を生み出すJ-クレジット制度等の活用を推進し、新たな収益の獲得を通じ、間伐や植栽等の適正な森林整備を促進していく必要があります。
- 令和元年10月台風による宮城県等の東日本での土砂災害や令和2年7月豪雨による九州地方での土砂災害、令和6年1月1日に発生した石川県能登半島地震など、大規模な自然災害が全国各地で頻発しており、引き続き、治山事業やみえ森と緑の県民税による「災害に強い森林づくり」を進めていく必要があります。
- 国民の約4割が罹患しているといわれている花粉症対策の一環として、花粉の発生源となっているスギ林において花粉の少ない苗木への植替えを促進し、スギ花粉の発生を抑えた多様で健全な森林へ転換していく必要があります。

【基本方針 2 林業の持続的発展】
(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単位	R4(2022) 目標値	R4(2022年) 実績値
県産材素材生産量	千m ³	410	450
林業人材育成人数（累計）	人	255	240
製材・合板需要の県産材率	%	49.0	50.3

- 間伐や路網整備への支援に取り組むとともに、森林施業の集約化、生産性向上に向けたスマート林業の普及、林業人材の育成、県産材の需要拡大など、川上から川下までの総合的な対策に取り組み、県産材素材生産量は令和 4 (2022) 年度に 45 万 m³ となり、計画開始時と比較し、1.3 倍に増大しました。
- 平成 31(2019)年 4 月に本格開講した「みえ森林・林業アカデミー」において、新たな視点や多様な経営感覚を備えた林業人材の育成として、主に既就業者を対象としたディレクター育成コース、マネージャー育成コース、プレーヤー育成コースの基本 3 コースや市町職員講座等を開催し、令和 4 (2022) 年度末時点で、累計 240 人の育成を行いました。
- 県内の製材工場等において取り扱う原木を外国産材・県外産材から県産材への転換していくため、県内の建築士、素材生産事業者、製材事業者等の人的ネットワークの形成によるサプライチェーンの強化に取り組んだ結果、令和 4 (2022) 年度末時点で製材・合板需要の県産材率は 50.3% となりました。
- 令和 3 (2021) 年 4 月に施行した「三重の木づかい条例」に基づき、同年 10 月に「みえ木材利用方針」を策定し、県の整備する公共建築物の木造・木質化や公共土木工事での県産材の積極的な利用を推進し、令和 4 (2022) 年度までに県の 55 施設の公共施設の木造・木質化を進めたほか、治山ダムやガードレールに県産材を活用するなど、県産材需要の拡大につなげました。
- 県産材の需要拡大に向け、建築物分野では、中大規模建築物や非住宅等の木造設計を行える人材の育成や木造非住宅建築物の設計費の支援に取り組むとともに、建築物以外での生活のさまざまな場面においても木材が利用されるよう、県産材を活用した魅力的な建築物のコンクールや、日常生活において使用する県産木製品に関するコンテストを通じた県産材の PR 等に取り組み、令和 4 (2022) 年度末時点での県産材の需要量は 35 万 7 千 m³ となりました。
- 林業・木材産業のスマート化の実現に向け、令和 5 (2023) 年度末時点で 2,864 km² の航空レーザ測量を実施して、森林資源情報を整備したほか、林業事業者へのスマート技術を活用した機器の導入を支援しました。また、令和 4 (2022) 年 9 月には、産官学民の連携のもと「みえスマート林業推進協議会」を設置し、スマート技術に関する先進事例の情報収集や発信、研修会の開催、現場実装に関する調査・検証などを行い、スマート林業の実現に向けて、林業関係者間で広く普及しました。
- 林業の担い手の確保については、首都圏等での就業相談会のほか、林業体験ツアーや県内高校生の就業相談会の開催等に取り組み、毎年 30 名程度の新規就業者を確保しています。また、新規就業者の確保対策、林業従事者のスキルアップや新たなチャレンジへの支援、林業経営体の育成強化など、総合的な林業人材・経営体育成支援を実施することを目的に令和 3 (2021)

年 8 月に設立された「公益社団法人みえ林業総合支援機構」と連携し、就業希望者から既就業者まで一貫した人材育成と活動支援が行える体制を構築しました。

- 林業事業体における施設外就労等の促進や障がい者の就労機会のさらなる拡大に向け、令和 5 (2023) 年度末時点で、林業と福祉をつなぐコーディネーターを 8 人育成するとともに、コーディネーターの活動への支援を行い、16 件の林福連携の取組につなげ、新たな担い手の確保や障がい者の活躍の場を創出しました。

(課題)

- 県内の人工林の約 8 割が 51 年生を超えており、森林資源の活用がされていない状況となっていることから、林業の持続的な発展や大型需要への県産材の安定供給に向けては、主伐・再造林を促進し、素材生産量を増大していくことが必要ですが、木材販売による収益に対し、伐採から再造林・保育に係る経費が高くなっています。このため、これまでの施業の集約化や路網整備などの取組に加え、ICT 等のスマート技術や低コスト造林の導入を促進し、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を図って、持続可能な循環型林業を確立していく必要があります。
- 平成 30 (2018) 年度の県内の大型合板工場や木質バイオマス発電施設の稼働により、B・C材の需要が増大していますが、需要量に対して供給量が不足しています。また、世界的な木材需給のひっ迫による木材価格の高騰により、外国産材の代替として県産材の需要も高まっていることから、川下の需要の増加やニーズの多様化にも的確に対応できるよう、川上から川下までの関係事業者が連携して原木を安定供給できるサプライチェーンを構築するとともに、木材流通のスマート化や効率化を図る必要があります。さらに、持続的な林業経営に向け、再造林を考慮した林業の採算性を確保するため、木材の一番価値の高い部分である A 材の需要の拡大も必要となります。
- アカデミーの基本コースについては、毎年定員 (25 名) を上回る応募があるが、既就業者を対象としていることにより受講者の業務上の都合、また近年では、新型コロナウイルス感染症の影響で受講を辞退する者が生じています。今後は、受講生や受講生を派遣する事業体のニーズ等の把握や、カリキュラムのブラッシュアップに努めるとともに、令和 5 (2024) 年 4 月に供用を開始した「みえ森林・林業アカデミー棟」の充実した教育環境を十分に活用した担い手の育成を進めていく必要があります。
- 少子高齢化による人口減少等の影響により、新設住宅着工戸数は減少していくと予想されていることを踏まえ、県産材の需要を拡大していくためには、住宅に使用される県産材の割合を高めていくとともに、木材の使用割合が低位に留まっている非住宅建築物での木材利用を拡大していく必要があります。また、建築物だけでなく、県民の日常生活や事業活動の幅広い場面においても、県産材利用を促進していくことも必要です。
- 意欲と能力のある林業事業体において効率的な木材生産活動が行われるよう、林業経営の成り立つ森林においては、森林経営計画や森林経営管理制度に基づく施業の集約化をさらに促進する必要があります。
- 林業現場は厳しい自然条件下での人力作業が多く、作業の省力化・効率化が大きな課題となっていることから、ICT 等の技術を活用したスマート林業の現場実装を加速化していく必要があります。
- 林業就業者数が年々減少しているなかで、持続可能な循環型林業の確立に向けた主伐・再造林を促進していくためには、社会状況の変化やニーズに対応し、新たな視点や多様な経営感覚を備えた、次代を担う林業人材を確保・育成していく必要があります。また、少子高齢化による人口減少もふまえ、他業種からの林業への参入や外国人材の活用も促進していく必要があります。

【基本方針 3 森林文化及び森林環境教育の振興】
(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単位	R4(2022) 目標値	R4(2022年) 実績値
森林文化・自然体験施設等の利用者数	千人	1,533	1,203
森林環境教育支援市町数	市町	20	19
地域に密着した森林環境教育・木育指導者数	人・団体	118	118

- 森林文化・自然体験施設等の利用者を増加させるため、三重県民の森や三重県上野森林公園での自然観察会の開催や、みえ森と緑の県民税を活用した近畿自然歩道等における自然観察ツアーの開催に取り組んだ結果、令和4(2022)年度における利用者数は136万人となりました。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大で、感染リスクの低い近場の自然体験施設の需要が増えたことにより、主に地域住民に利用されている森林公園の利用者は増加しましたが、観光として多く利用されている自然歩道等の利用者が大幅に減少しました。
- 学校や地域で実施される森林環境教育や森づくり活動にかかる相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」の運営や、小中学校における森林教育の出前事業の実施による支援を行った結果、森林環境教育支援市町数については、令和4(2022)年度は19市町となりました。
- 地域に密着した森林環境教育・木育指導者数については、「みえ森づくりサポートセンター」で指導者養成研修を開催し、森林環境教育の指導者の養成に取り組んだ結果、令和5(2023)年度末時点では、182人となりました。
- これまで取り組んできた森林環境教育・木育を発展させ、森林や木材と私たちの関係をより良いものにしていくため、森林や木・木材に親しみ、自ら考え、判断して行動できる人づくりを目標とした「みえ森林教育ビジョン」を令和2(2020)年10月に策定し、その実現に向け、「みえ森林教育シンポジウム」の開催や小学校における森林環境教育に活用される「みえ森林ワークブック」を作成し、森林教育の裾野の拡大に取り組みしました。
- 木製の玩具や森林に関する絵本などが常設され、気軽に森林や木材にふれることができる「みえ森林教育ステーション」の認定に向けた支援を行い、令和4(2022)年度末時点で累計14施設の施設を認定しました。また、令和3(2021)年度には「三重県民の森」の自然学習展示館の改修を行い、森林教育の実践フィールドとしてや、森林教育指導者の活躍の場として活用し、令和4(2022)年度末までに累計で約1万2千人に利用されています。
- 身近な自然とのふれあいの場となる里山の保全等については、市町においてみえ森と緑の県民税を活用した里山整備等に取り組む活動団体への支援が実施されており、地域住民や団体等による自主的な保全活動が促進されています。
- 森林文化の振興については、みえの森フォトコンテストの開催やその優秀作品の展示により森林文化の魅力を行うとともに、三重県が誇る自然景観等の地域資源を活用した自然体験ツアーの開催により森林文化を体験する機会を提供しました。

(課題)

- 森林文化や森林教育の振興に向けては、市町・活動団体等のさまざまな主体と連携し、継続的に身近な自然とのふれあいの場となる里山等を整備するとともに、自然体験イベントを開

催するなど、森林や自然環境の大切さを学べる環境を充実させていく必要があります。

- 「みえ森林教育ビジョン」に基づき、森林教育の裾野を拡大していくため、森林教育に気軽にアクセスできる場や機会の拡大、保育や教育への森林教育の普及、大人や企業を対象とした森林教育の拡充、子どもから大人まで一貫した教育体系の構築などの取組をさらに進めていく必要があります。
- 子どもの頃に森林とふれあう機会が多いほど、積極的に森林に関わっていきたいと考える傾向があることから、森林教育指導者による支援や森林教育プログラムを充実させるなど、学校教育現場において森林教育に取り組みやすい環境づくりを行っていく必要があります。

【基本方針４ 森林づくりへの県民参画の推進】

(前計画の取組の成果)

【主な指標】

指 標	単位	R4(2022) 目標値	R4(2022年) 実績値
森林づくり活動への参加団体数	団体	118	118
新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数（累計）	者	32	38
三重の森林づくりへの関心度	%	38.0	67.0

- 県民の皆さんの森林づくり活動への参画を促すため、「みえ森づくりサポートセンター」による研修会の開催や資機材の貸し出しによって、森林づくり活動団体への支援を行ったほか、森林づくり活動に取り組もうとする企業と活動フィールドのマッチングサポートに取り組んだ結果、令和４（2022）年度の「森林づくり活動への参加団体数」は118団体となりました。
- 県民全体での木づかいを促進するため、観光業界や飲食店等へ働きかけるなど、PR効果の大きい民間事業者による自発的な木づかいを推進した結果、令和５（2023）年度末時点で「新たに木づかいに取り組む民間事業者等の数」は43者となりました。
- 県民の皆さんの森林に対する理解を深めるため、県民参加の植樹祭や森の学校を開催することにより、令和４（2022）年度の「三重の森林づくりへの関心度」は67.0%となりました。
- 「公益社団法人三重県緑化推進協会」と連携し、児童・学生を対象とした「国土緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」や県民参加の植樹祭を毎年開催し、県民の緑を大切に思う意識の醸成を進めました。
- 企業の森については、SDGsやカーボンニュートラルへの貢献の気運の高まりから、CSR活動として森林づくりに関わろうとする企業が増加しており、令和５（2023）年度３月現在で26箇所148haの協定が締結され、企業と地域との連携を深めつつ森林整備等が進められています。
- 森林づくりへのさまざまな主体の参画を促進するため、地域で実施される森林づくり活動の相談窓口となる「みえ森づくりサポートセンター」を運営し、活動に必要な基礎知識や技術に関する研修の開催や資機材の貸し出しなど、総合的なサポートを行いました。

(課題)

- 森林の恩恵は広く県民が享受しているものであり、森林は県民共有の財産であるとの認識を

深めていくため、森林や木づかいに関するイベントの開催や情報発信に取り組み、森林づくりや木づかいの取組を拡大していく必要があります。

- 森林づくりに取り組む県民・企業・団体等のさらなる拡大に向け、引き続き、森林づくりに必要な知識・技術を学ぶ研修機会の提供や、ニーズに合った活動フィールドの提案などに取り組む必要があります。
- 令和 13(2031)年度に招致を表明している全国植樹祭は、県民の皆さんが森林の大切さを見つめ直し、森林や緑と共生した持続可能で豊かな社会を築いていくための気運を高める絶好の機会であり、開催に向けて準備をすすめていく必要があります。
- 森林づくりに取り組む行政・企業・NPO等によるネットワークを構築し、それぞれの交流や情報交換等を通じ、県民の森林づくりへの意識を醸成していく必要があります。
- 「三重の木づかい条例」に基づき、さまざまな形で暮らしの中に、県産材をはじめとする木材が取り入れられている社会づくりを進めていくため、気軽にできる木づかいとして、生活の中で利用機会の多い「身のまわりの生活用品」における木材利用の推進に取り組む必要があります。

4 基本計画の期間

平成 31(2019)年 4 月に策定した基本計画では、森林・林業を取り巻く社会情勢の変化のスピードが速まっていることや、概ね 5 年を目安として基本計画の見直しを行っていることをふまえ、条例で掲げている「100 年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現」をめざしていくための中長期的な目標設定として、計画策定時から 10 年先を目標年次として施策を展開しました。

今回の基本計画においても、社会情勢の変化やこれまでの基本計画の見直し時期を考慮し、目標年次を令和 7 (2025)年度から 10 年後の令和 16 (2034)年度とし、その実現に向けて必要な施策を示すこととします。

第1章 基本方針

1 条例の基本理念

条例では、森林づくりに関する施策を進めるうえでの基本理念として次のとおり規定しています。

（多面的機能の発揮）

第三条 三重のもりづくりに当たっては、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、将来にわたって、森林の整備及び保全が図られなければならない。

（林業の持続的発展）

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

（森林文化及び森林教育の振興）

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

（県民の参画）

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

基本計画では、この基本理念を受けて4つの基本方針を定めます。

- ・基本方針1 森林の多面的機能の発揮
- ・基本方針2 林業の持続的発展
- ・基本方針3 森林文化及び森林教育の振興
- ・基本方針4 森林づくりへの県民参画の推進

2 基本方針と目標

三重の森林づくりの基本方針と、令和 7 (2025) 年度から令和 16 (2034) 年度までの 10 年間で実現を目指す目標は、それぞれの次のとおりです。

基本方針 1 森林の多面的機能の発揮

森林は、カーボンニュートラルの実現に向けて期待が集まっているCO₂吸収機能をはじめ、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、林産物の供給等の多面的機能を有し、適正な管理を行うことで、これらの機能を複合的に発揮させることができます。

このため、森林に求められる機能や地形条件等に応じた適切な森林管理を推進するとともに、森林づくりを支える森林情報の的確な把握、森林の公的管理、適正な伐採と確実な更新を進め、将来にわたる森林の多面的機能の持続的な発揮をめざします。

【主な指標】			
指 標	単位	現状R5(2024)	R16(2034年)
公益的機能維持増進森林整備面積 (累計)	ha		
再造林面積	ha		
山地災害危険地区整備着手地区数	地区		
森林境界明確化面積 (累計)	ha		

基本方針 2 林業の持続的発展

豊富な森林資源を活用した活発な木材生産活動を推進し、森林所有者の所得向上や中山間地域の活性化、カーボンニュートラルの実現に貢献するとともに、森林の公益的機能を高度に発揮させていくため、森林施業の効率化や林業・木材産業の競争力強化、森林・林業や地域を担う人材の確保・育成、県産材の利用促進など林業の持続的な発展を図ります。

【主な指標】			
指 標	単位	現状R5(2024)	R16(2034年)
県産材素材生産量	千m ³		
製材、合板（A・B材）工場における 県産材需要量	m ³		
森林経営計画等の面積	ha		
林業人材育成人数（累計）	人		

基本方針 3 森林文化及び森林教育の振興

森林は継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であり、自然環境を理解するための教育及び学習の場でもあることから、森林の保全及び活用、学習機会の提供や環境の整備により、森林文化及び森林教育の振興を図ります。

【主な指標】			
指 標	単位	現状R5 (2024)	R16 (2034年)
自然体験施設等の利用者数	千人		
森林教育に取り組む小学校数	校		

基本方針 4 森林づくりへの県民参画の推進

森林の恩恵は広く県民の皆さん誰もが享受するものであり、森林は県民の財産であるとの認識のもと、森林づくりや木づかいを通じて、森林を社会全体で支える環境づくりを進め、県民の森林を育む意識の醸成や森林づくり活動への参画の推進を図ります。

【主な指標】			
指 標	単位	現状R5 (2024)	R16 (2034年)
三重の森づくり運動参加者数	人		
木づかい宣言事業者数（累計）	者		

第2章 基本施策

各基本方針に沿って、次のとおり基本施策を定めます。

【基本方針1】森林の多面的機能の発揮

1－（1）「構造の豊かな森林」づくり

森林の多面的機能を高度に発揮し、カーボンニュートラルの実現にも貢献する、持続可能な森林づくりを行うため、森林ゾーニングに応じた適切な森林整備や、低コスト造林の導入を促進し、主伐や伐採後の確実な更新を進めるとともに、花粉の発生を抑えた森づくりや里山の整備など、多様な森林づくりを進めます。

※「構造の豊かな森林」とは

- ・人工林や天然林などの林種や針葉樹林・広葉樹林・針広混交林などの樹種の異なる森林
- ・若齢林から老齢林までさまざまな林分構造の発達段階の違う森林
- ・高木や低木、下層植生など垂直方向の階層構造が多様な森林
- ・これらが複合した多種多様な森林

1－（2）県民の命と暮らしを守る森林づくり

頻発する台風や集中豪雨等から県民の命と暮らしを守るため、「災害に強い森林づくり」や、保安林制度、森林計画制度に基づく森林の適切な管理を進めるとともに、ニホンジカ等の野生鳥獣による獣害対策、森林病虫害対策や林野火災の防止に向けた取組を進めます。

1－（3）森林づくりを推進する体制の強化

適切な森林管理を推進するため、市町と連携し、森林計画制度の適正な運用を図ります。

また、効果的かつ効率的な森林整備が進められるよう、航空レーザ測量等による正確な森林資源情報の把握と活用や森林境界の明確化を進めるとともに、公益的機能の発揮が強く求められる森林においては森林の公的な管理を進めます。

さらに、市町において森林経営管理制度に基づく森林の経営管理や森林環境譲与税を活用した取組が円滑に実施されるよう、市町のニーズに合わせたサポートを行います。

【基本方針2】林業の持続的発展

2－（1）林業及び木材産業等の振興

利用期を迎えた森林資源を活用し、林業及び木材産業等を持続的に発展させるため、循環型林業の実現に向けた取組を進めるほか、施業の集約化や基盤整備、林業のスマート化等による生産性の向上、低密度植栽や一貫作業システムの推進による低コスト化、大型需要等への原木の安定供給体制の構築、林業・木材産業の競争力強化を図ります。

2－（2）森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

将来にわたり森林の公益的機能が高度に発揮されるよう森林を管理・育成するとともに持続的な林業経営を行うために、森林の適切な管理や林業・木材産業の競争力強化に資する高いスキルを持った担い手の育成や新たな担い手の確保に取り組みます。また、地域を担う経

営意欲の高い林業事業体の育成や地域振興の視点を持った人づくり、地域の実態に応じた林業への新規参入による林業従事者の裾野の拡大を進めます。

2－（３）県産材の利用の促進

県産材の利用は、「森林資源の循環利用」をととした森林整備の促進や林業の活性化につながることから、住宅・非住宅建築物をはじめ、暮らしの中のさまざまな場面で県産材が利用されるよう取組を進めるとともに、県産材の信頼性の向上や木材輸出等の新たな需要への対応、木質バイオマス発電等のエネルギー利用に向けた安定供給体制の構築などを進めます。

【基本方針３】森林文化及び森林教育の振興

3－（１）森林文化の振興

県民の皆さんや地域を訪れる方々が、森林との豊かな関わりを持てるよう、森林や自然、森林文化の持つ魅力を生かした情報発信や観光誘客の取組など、森林と親しめる環境づくりや山村地域の新たな魅力づくりを進めます。

3－（２）森林教育の振興

森林・林業に対する県民の理解と関心を深めるため、森林や木と気軽にふれあえる環境の整備や学習機会の提供、森林教育等の指導者の育成等を行います。

【基本方針４】森林づくりへの県民参画の推進

4－（１）県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の醸成

県民の皆さんの三重の森林づくりに対する理解を深め、森林づくり活動への参画につながるよう、さまざまな主体による森林づくりが促進される環境の整備や体制の構築を進めます。

4－（２）木づかいの促進

県民、企業等による県産材の積極的な利用が、三重の森林を守り、育てることにつながることから、「木に親しみ、ふれる」機会の拡大を図るとともに、県産材を利用する意義を積極的に発信し、社会全体で共有することで木づかいの促進を図ります。

第3章 具体的な施策（構成案）

各基本施策の具体的な施策を次のように定めます。

【基本施策 1－（１）】「構造の豊かな森林」づくり

- （１）持続可能な森林づくり
- （２）公益的機能を重視した森林づくり
- （３）多様な森林づくり

【基本施策 1－（２）】県民の命と暮らしを守る森林づくり

- （１）災害に強い森林づくりの推進
- （２）森林の保全と保安林制度の推進
- （３）森林病虫害対策及び森林災害対策の強化
- （４）野生鳥獣による被害の低減

【基本施策 1－（３）】森林づくりを推進する体制の強化

- （１）市町等と連携した森林管理の推進
- （２）森林資源データの整備と情報提供
- （３）森林の公有林化等による公的管理
- （４）森林の公益的機能発揮に向けての研究

【基本施策 2－（１）】林業及び木材産業等の振興

- （１）森林施業の集約化の促進
- （２）多様な原木の安定供給体制の構築
- （３）林業・木材産業の競争力強化とスマート化
- （４）多様な収入源の創出
- （５）特用林産の振興
- （６）効率的な林業生産活動のための研究

【基本施策 2－（２）】森林・林業・木材産業や地域を担う人づくり

- （１）林業の担い手の育成・確保
- （２）地域を担う多様な人づくり
- （３）林業事業体の育成と経営力の向上

【基本施策 2－（３）】県産材の利用の促進

- （１）県産材の需要の拡大

- (2) 信頼される県産材の供給の促進
- (3) 住宅建設における木材利用の促進
- (4) 中・大規模施設等の木材利用の推進
- (5) 持続可能な木質バイオマス利用の推進
- (6) 新製品・新用途の研究・開発の促進

【基本施策 3－(1)】森林文化の振興

- (1) 森林の文化的価値の保全および活用
- (2) 森林文化の体験と交流の促進
- (3) 里山の整備および保全の促進
- (4) 森林文化の継承

【基本施策 3－(2)】森林教育の振興

- (1) 森林教育に関わる「人づくり」
- (2) 森林教育に関わる「場づくり」
- (3) 森林教育に関わる「仕組みづくり」

【基本施策 4－(1)】県民、NPO、企業等の森林づくり活動の促進と意識の

醸成

- (1) 森林づくり活動への県民参加の促進
- (2) 緑化活動の促進
- (3) 三重のもりづくり月間の取組

【基本施策 4－(2)】木づかいの促進

- (1) 暮らしの中での木づかいの促進
- (2) 多様な主体との連携による木づかいの促進

第4章 計画の進行管理

本計画の目標の達成に向けた施策の着実な実施を図るため、計画の的確な進行管理を行います。

1 数値目標による進行管理

施策の実施状況を確認するため、第2の3に掲げた基本方針ごとの数値目標の項目について、毎年度の進捗状況を把握します。

2 年次報告及び公表

本計画に掲げた数値目標の達成状況や施策の実施状況を、毎年度、県議会に報告するとともに、ホームページ等を通じ、その内容を公表します。

また、森林審議会等の機会を通じ県民や関係団体の皆さんの意見の把握を行います。

これらの意見の反映を図りながら、効果的な施策を進めていきます。

3 計画の見直し

本計画は、目標年次を令和16年度に定め、森林づくりの展開方向と目標を実現するために必要となる施策を示していますが、この間の森林・林業を取り巻く状況や財政状況の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。